

高齢者生活支援型日常生活用具給付事業

1 内容

高齢者の方の自立した生活を支援するため、日常生活用具を給付します。

2 給付内容

- (1) 福祉用具（腰掛便座・スロープ・歩行支援用具・入浴補助用具）
- (2) シルバーカー（区が選定する機種9種の中から、選んでいただきます。）
（※ボンベカー等9種以外のものをご希望の場合は、ご相談ください。）

3 対象となる方

- (1) 福祉用具（腰掛便座・スロープ・歩行支援用具・入浴補助用具）
次のすべてにあてはまる方
・墨田区の住民の方
・65歳以上で在宅の方（※入院中の方・施設等に入所されている方は対象外）
・介護保険の要介護認定で「非該当」と判定を受けた方
- (2) シルバーカー
次のすべてにあてはまる方
・墨田区の住民の方
・65歳以上で在宅の方（※入院中の方・施設等に入所されている方は対象外）
・要介護認定調査または同様の調査により、歩行に障害があると認められた方

4 利用者の負担金

- (1) 助成対象額のうち、給付に要した費用の1割・2割または3割が自己負担となります。なお、負担割合は介護保険の自己負担割合に準じます。
- (2) 生活保護等受給者または老齢福祉年金受給者は、費用負担が無い場合もあります。
※助成限度額を超えた部分については、申請者の負担になります。

5 助成限度額

生涯10万円

6 給付品のお届け

- (1) 協定事業者が、直接ご自宅へお届けし、使い方を説明します。
- (2) 給付品と引き換えに、協定事業者へ利用者負担金をお支払ください。



7 申し込み方法

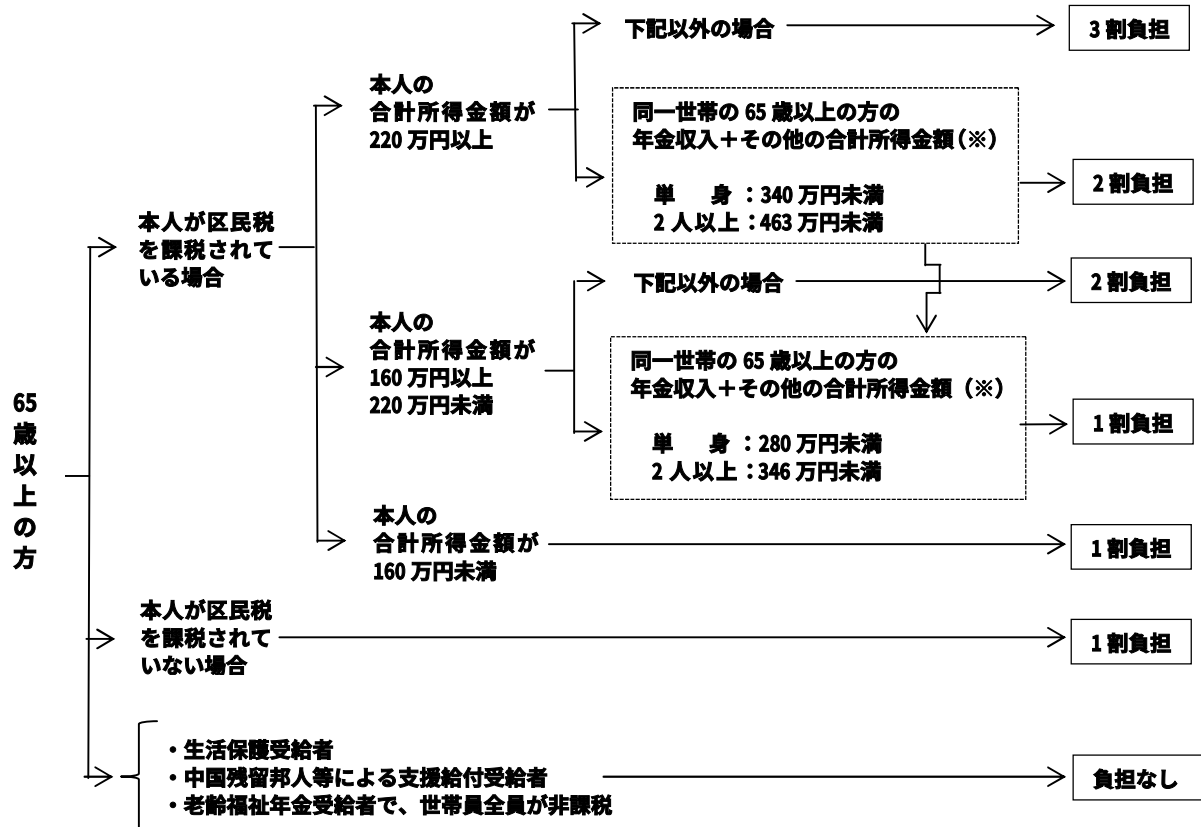
高齢者福祉課または高齢者支援総合センターにある申請書に、ご記入・押印のうえ提出してください。申請後の機種等の変更はできませんので、申請者ご本人が、必ず機種・色等を確認してください。機種は、高齢者福祉課または高齢者支援総合センターに展示してあります。（※全ての場所に、すべての機種・色は展示していません。ご了承ください。）

《問い合わせ》

墨田区高齢者福祉課支援係

☎5608-6168（直通）

【利用者負担率 確認表】



※ 「その他の合計所得金額」：合計所得金額から年金収入に係る雑所得を除いた額